

平成30年第4回定例会環境生活委員会会議録

平成30年12月18日  
10時01分～11時27分  
全員協議会室

出席者氏名

石引 礼穂	委員長	久米原孝子	副委員長
伊藤 悦子	委員	後藤 光秀	委員
鴻巣 義則	委員		

執行部説明者

市民生活部長	斉田 典祥	産業経済部長	宮川 崇
都市整備部長	宮本 孝一	市民窓口課長	川村 昭
税務課長	渡邊 正一	納税課長	中村 兼次
コミュニティ推進課長	大徳 均	交通防犯課長	木村 博貴
商工観光課長	佐藤 昌一	農業政策課長	菅沼 秀之
環境対策課長	富塚 健二	企業立地推進課長	永井 悟
都市計画課長	清宮 恒之	道路整備課長	油原 一彦
下水道課長	大貫 勝彦	都市施設課長	廣瀬 清司
都市計画課長補佐	寺田 将之 (書記)		

事務局

主 幹	吉永 健男	主 幹	深沢伸一郎
-----	-------	-----	-------

議 題

議案第3号 龍ヶ崎市空家等の適正な管理に関する条例について  
議案第7号 龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第11号 龍ヶ崎市農業公園豊作村に係る指定管理者の指定について  
議案第12号 龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園に係る指定管理者の指定について  
議案第13号 龍ヶ崎市自転車等駐車場に係る指定管理者の指定について  
議案第16号 市道路線の変更について  
議案第17号 市道路線の廃止について  
議案第18号 市道路線の変更について  
議案第19号 市道路線の認定について  
議案第20号 市道路線の変更について  
議案第21号 市道路線の認定について  
議案第22号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第5号)の所管事項  
議案第24号 平成30年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
議案第25号 平成30年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
議案第28号 平成30年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第32号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第6号)の所管事項  
議案第34号 平成30年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)  
議案第35号 平成30年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)  
議案第39号 平成30年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算(第3号)  
報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)  
平成30年陳情第1号 佐貫駅のホームと電車の隙間の早急な対策を求める陳情書

石引委員長

委員の皆様申し上げます。本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。ここで傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それではただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は今期定例会において当委員会に付託されました、議案第3号、議案第7号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の所管事項、議案第24号、議案第25号、議案第28号、議案第32号の所管事項、議案第34号、議案第35号、議案第39号、報告第1号、継続審査中の平成30年陳情第1号の21案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。議案第3号 龍ヶ崎市空家等の適正な管理に関する条例について、執行部から説明願います。

齊田市民生活部長。

齊田市民生活部長

議案第3号 龍ヶ崎市空家等の適正な管理に関する条例の制定について、議案書の6ページをご覧ください。

当市においては、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法の施行以降、特措法のもとに空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成29年3月、龍ヶ崎市空家等対策計画を策定し、さまざまな視点から空家等対策に取り組んできたところです。

その中で、地域住民に被害を与える恐れがあるような、緊急な措置が必要である場合であっても、所有者等管理の原則から所有者等への通知、意向確認、または同意が必要になることなどから、十分な対応を施すことができないなどの課題が出てまいりました。

そのようなことから、当該条例を制定いたしまして、管理不全な状態の空き家等の発生の抑制や、適正管理、加えて空き家等に起因する犯罪等を未然に防止することで、市民の安全で安心な生活の確保及び良好な生活環境の保全を図ろうとするものでございます。

それでは条例の主な条項についてご説明いたします。

まず、第3条でございます。空家等の所有者等の責務として、空家等の所有者等は空家等が管理不全な状態にならないよう放置することなく、常に適正に管理する責任と義務があることを明記してございます。

続きまして、第4条では市の責務として、市は所有者等による空家等の適正な管理や活用の促進、その他空家等が管理不全な状態とならないよう空家等に関する対策を総合的かつ計画的に講じることを明記してございます。

続きまして、第5条では調査といたしまして、管理不全な状態である空家等を発見した場合などは、所有者等に対し、空家等の適正な管理について助言等を行うため、必要な調査を行うことができること、さらには特定空家等の所有者等に促す措置の内容を把握するため、特措法第9条第2項の規定によりまして、職員もしくは委任したものに当該空家等の立入調査をさせることができるものとしてございます。

続きまして、第6条でございます。所有者による空家等の適正な管理の促進といたしまして、特定空家等になる恐れがある空家等の所有者等に対しまして、空家等の適正な管理に向けての助言または指導を行うことができるものとしてございます。

続きまして、第7条では特定空家等の認定といたしまして、市長は特定空家等の認定をできるものとし、認定をする際は、龍ヶ崎市空家等対策推進協議会の意見を聴取し参考とすることを条件としてございます。

最後です。第8条でございます。緊急安全措置といたしまして、空家等が倒壊や管理不全、その他の要因が原因で緊急の措置が必要となった場合で、所有者等が不明な時、所有

者等に指導等を行う暇がないときなどの場合は、所有者等の同意がなくても、市が必要最低限の範囲で危険を回避する措置、緊急安全措置を講じることができるものとしてございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

結構細かく、本会議の質疑でもあったんですけど、私はこれができてよかったと思うんですね。2件ぐらい相談を受けて、やっぱりこういうのが無いもんだから市もきちっと強く言えないっていうところがあって、これは非常によかったというふうに思っています。

それで、この指導するとき一度目に指導しますよね。その後、どれぐらいのスケジュールでやってもらえるのかなっていう点について、ちょっとお伺いしたいんですけど。結構年月がかかることもあるし、すぐやってくれる人もいると思うんですけども、その点についてお伺いします。

石引委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

はい。期間につきましては、状態にもよりますけれども、相手様に遠方にいらっしゃる方とか、体の調子が悪いとかいろんな事情がありますので、そういったものを見ながら、概ねすぐやれる方は1週間程度、すぐ次の日もやってくれる方もいらっしゃるんですけども、1ヶ月程度みて、もう一度確認してその状態が確認されてなければもう一度接見するなり、通知を出すなり、電話するなりして、もう一度確認の電話をしているところです。

石引委員長

伊藤委員。

伊藤委員

大変なんですけど、きめ細かく、それがちゃんとできるまでやって欲しいなっていうふうに思いますのでよろしくお願いします。

石引委員長

ほかにありませんか。

後藤委員。

後藤委員

はい。第5条のですね、立入調査ができるっていうところなんですけれども、立入調査をさせることができる段階として、例えば最初なんか通知があるのか、何か電話調査をしてだめだったらとか、どういった段階で立入調査をするということになるんでしょうか。

石引委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

立入調査につきましては、特措法の方でも立入調査の条項がございますが、今回条例の方ではまず第1項のほうで、所有者等で適正な管理がされていないという苦情なり相談があった段階で調査を行うんです。

この第一回の調査につきましては所有者調査で、要は所有者の住所ですとか、今のお住まいなんかを調べながら、課税の状況とか納税の状況とかですね、そういったものを見ながら、調査するという段階になります。

第2項のほうで、特定空家になる恐れがある、大変危険な空き家につきましてはもちろん所有者さんの同意がなくてはなかなか中には入っていけないんですけども、同意を得た上で、建築士さんとか、そういった者にご協力いただきながら、建物の状態を見るような形になろうかと思えます。

石引委員長

後藤委員。

後藤委員

あともう1点なんですけども。ちょっと正式名称を忘れちゃったんですが、シルバー人材センターの見守りサービスでしたっけ、そんな感じの名前のやってますよね。それでもいろいろ点検というか、定期的な見回りとかされてるんでしょうけれども、その件数ってどれぐらい実際受けてるのか、なんか確か2,000円ぐらいかかるようなサービス内容だと思うんですけども、その辺を教えてくださいませんか。

石引委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

はい。シルバー人材センターの空き家見守りサービスにつきましては、1回2,500円の料金がかかります。要は、家の外側から空き家の状態を見て、写真を撮って報告するっていう作業なんですけども、1回2,500円ということから、今まで伺った中では1件のご利用もないという状況だと思います。

ただ、状況を見て、直接こういう見守りサービスではなくて、除草を頼むとか、庭木の剪定をお願いするとか、直接的な作業には繋がっていると思います。

石引委員長

後藤委員。

後藤委員

質問ではないんですが、最後。

所有者の方たちになかなか連絡が取れないというのが一番だと思うんですけども、2,500円かけてやるんだったら多分他のこともすでに手を打ってるんじゃないのかって、所有者の方がねと思ったんで、それが高い安いとかそういう話ではないんですけども、引き続きこのやっぱり一番の問題課題っていうのは、その所有者とどういうふうな連絡がついてとか、そういったところだと思うので、引き続き一般質問でも取り上げさせてもらったので質疑させていただいたんですが、ご尽力いただきたいと思います。お願いします。

石引委員長

ほかにありませんか。

久米原委員。

久米原委員

はい、すみません。第8条にある緊急安全措置なんですけれども、危険だなんて感じるのって住民それぞれだと思うんですけど。例えばこういったときにやりますよとか、この程度、例えば瓦が通学路とかに落ちそうなところだったらやってくれるとか、こういった時ってというのは、住民からご相談があったときにやってもらえるのか、そういった具体的な内容というのがありますか。

石引委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

もちろんですね、近所の方からそういうご連絡をいただいての行動になりますけども、例えば先日あった大風の日の次の日なんか、すごく電話とかもありますので、そういったことで対応するようになろうかと思うんですけど。

一番はやっぱり木がもう折れかかって落ちてきそうだとか、あとは瓦がかなり落ちてきそうな場所が出てますよとか、トタンがバタバタしてもう飛びそうだとか、そういったときに、実際には所有者にご連絡を取ってすぐ対応できない場合は、うちのほうで釘を打ちつけたりですね、木については落とせるものは落としたり、そういった作業はもうすでにしておりますので、あくまでもやっぱり空き家はたくさんありますので、近隣の方からのご連絡を受けて対応するという、状況に応じてですね、というような形になろうかと思えます。

石引委員長

久米原委員。

久米原委員

はい、わかりました。

結構、空き家のご相談も多いので、そういったきめ細やかに、今もやっていただいているんですけども、入り込めなかった部分も入っていけるのかなという点では住民の方も安心すると思うので、ご相談があった際には、きめ細やかにやっていただければと思います。

石引委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第3号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

斉田市民生活部長。

斉田市民生活部長

議案第7号 龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例についてでございます。

議案書の19ページ、新旧対照表では8ページをご覧ください。

佐貫駅東駐輪場及び佐貫中央第1・第2駐輪場につきましては、これまで駐輪場の利用料金のみで賄う完全利用料金制により運営していただいていたところでございますが、駐輪場の利用者減少等により、これまでの運用が困難な状況となってきました。

このような状況から安定的で持続可能な管理運営を行うため、平成31年4月1日の駐輪場の指定管理者更新に合わせまして、市からの指定管理料によって運用する非利用料金制へ運用方法に変更するもので、この運用方法の変更に伴いまして、龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表の8ページをご覧ください。

主な変更点といたしましては、平成31年4月1日以降、使用料については市の収入となりますことから、指定管理者が使用料を収受することとしていた条文旧条例の第11条でございますが、これを削除し、条項を繰り上げ、第10条、第11条、第12条におきまして、利用料金から使用料へと文言を改めております。

続いて、条例第11条、第12条、第13条においては、これまで指定管理者が市長の承認を得て使用料の免除、還付、利用の休止を決定していたものを市長が決定するものと変更しているところでございます。

最後に、駐輪場の使用料につきましては、これまで上限額を定め、指定管理者が市長の承認を得て料金を定めておりましたが、条例により料金を定めるものとしております。

なお、条例で定める料金につきましては、現行の料金体系と同一料金に設置しているところでございます。

説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

なんて言っているのか、利用状況が減ったっていうことについて、主な原因っていうのはどんなふうに。

石引委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

はい。質疑の方でもお話ししたんですけども、佐貫駅東駐輪場についてはほぼ横ばいの状態ですけども、佐貫中央第1・第2駐輪場についての利用者が減っているという状況で、第1については、概ね川原代地区とか南中島地区のご利用の方、第2については、松葉地区、若柴地区、長山地区の方に多く利用されてるんですけども、常磐線の利用者が減っているのと比例してっていうかですね、それで一緒に駐輪場が減っていると。やっぱり通勤をされる方が減ってるのかなということ考えておりますけども、あとは周りにも、民間の駐輪場もぽつぽつ建っておりますので、そういったご利用もされてるのかなということ考えております。

石引委員長

伊藤委員。

伊藤委員

当時は民間の駐輪場の使用料なんかも含めて、この使用料金になったと思うんですけども、現在の民間の使用料っていうのは大体どれくらいなんですか。

私、個人的なあれなんですけど、多少下げれば増えるのかなみたいな感じがしないでもないんですけど。

石引委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

J R でやっている駐輪場ですと月2,160円、関東鉄道でやってる駐輪場ですと2ヶ月で5,000円。そういう状況でほぼほぼ同じ、東で言えば同じぐらいだと思います。

あとは、民間で佐貫中央第1・第2に近い方ですと、ニコニコ駐輪場っていうところもあるんですけど、そちらの方は月1,750円、あちらの方はちょっと箱型っていうか、雨に濡れないで自転車を止められて、合羽の日とかも、そういうサービスもありますので、ご利用はしやすいのかなということ、そちらの方をご利用されているのかなと思います。以上です。

石引委員長

伊藤委員。

伊藤委員

前も実態調査なんかもしてると思うんですよね。その時に、この条例を変えるときに、駐輪場を少し値下げしようかなっていう検討がされたかどうかお伺いします。

石引委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

利用者が減っているの、そういう検討は常に検討しているんですが、ただ民間の駐輪場も現実的に空きは若干ある状況ですので、市で運営している佐貫東駐輪場と佐貫中央第1・第2と、佐貫東が空けば、佐貫中央第1・第2から移るような状況で、要はあまり金額を安くしてしまうと、この民間の方を圧迫してしまうので、できればなるべく使えるところをというような形で考えておりますので、ちょっと料金の値下げについては現状維持ということなんです。

石引委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第7号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第11号 龍ヶ崎市農業公園豊作村に係る指定管理者の指定について、及び議案第12号 龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園に係る指定管理者の指定についての2案件につ

いては、いずれも農業政策課が所管する施設に関わるものですので、一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

はい。それでは、議案第11号並びに議案第12号について説明いたします。

ページ数は28ページから31ページとなっております。

議案第11号 龍ヶ崎市農業公園豊作村に係る指定管理者の指定について、並びに議案第12号 龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園に係る指定管理者の指定について、これらにつきましては、いずれも地方自治法第244条の2第6項、及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者となる団体はいずれも公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団で団体の概要につきましては、29ページ及び31ページの参考資料の通りでございます。

指定の期間といたしましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年でございます。

農業公園豊作村の施設としましては、湯ったり館、並びに交流ターミナルで、龍ヶ岡市民農園につきましてはレンタルファームとなっております。こちらのいずれの施設におきましても、現在もまちづくり・文化財団が指定管理者として管理運営を行っているところです。

今回の指定管理の選定につきましても、非公募といたしまして、同財団を指定管理者として選定をするものでございます。

その理由でございますが、指定管理の選定につきましては公募、これが原則ではありますが、龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第3号に規定する、公の施設の設置目的、規模、機能等の観点から特定の法人等に管理を行わせることが当該公の施設の適切な管理運営に資すると認められるときはこの限りでないと規定されているほか、平成25年4月に策定いたしました龍ヶ崎市指定管理者による公共施設の管理運営についてという基本方針におきまして、当分の間、同財団を指定管理者として選定できるよう引き続き経営改善に関する指導、支援等に努めるものとするなどありますことなどから、同財団を今回も指定管理者として選定をしようとするものであります。

選定に当たりましては、平成30年10月に指定管理者選定委員会におきまして同財団に対しプレゼンテーションとヒアリングを行っておりまして、10月5日の指定管理者選定委員会で評価を行い、決定をしたものでございます。その決定につきましては、10月12日に市長に報告をされております。

なお、選定に当たりまして、付帯意見といたしまして、農業公園豊作村につきましては、地域の交流施設としての設置目的、これを踏まえた上で飲食部門の強化や、サービスの改善、新たなサービスの提供に努めることなど、それから龍ヶ岡市民農園につきましては、隣接する市民交流プラザ、これとの連携や活気を生む事業について検討することなどのご意見をいただいておりますので、まちづくり・文化財団と協議をしながら改善をしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

別にないようですので採決いたします。

初めに、議案第11号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第12号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第13号 龍ヶ崎市自転車等駐輪場に係る指定管理者の指定について、執行部から説明願います。

齊田市民生活部長。

齊田市民生活部長

議案第13号 龍ヶ崎市自転車等駐輪場に係る指定管理者の指定について、議案書の32ページをご覧ください。

龍ヶ崎市佐貫駅東駐輪場、龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場につきましては、指定管理者制度により各指定管理者が運営を行っているところでございます。

この駐輪場の指定管理者でございますが、現在の指定管理者による指定管理期間が平成31年3月31日までとなっておりますことから、今回平成31年4月1日からの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次期指定管理者につきましては、高齢者の雇用機会、その他多様な就業機会の確保の観点から働くことを通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的としております、公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センターを指定したいと考えてございます。団体の概要は議案書の33、34ページでございます。

なお、この指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としているところでございます。説明については以上でございます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第13号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第16号 市道路線の変更について、議案第17号 市道路線の廃止について、議案第18号 市道路線の変更について、議案第19号 市道路線の認定について、議案第20号 市道路線の変更について、議案第21号 市道路線の認定についての6案件につきましては、いずれも市道路線に関わるものですので、一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

はい。それでは説明させていただきます。

まず、市道路線の変更については、道路法第10条第3項の規定によるものでございまして、議案第16号、第18号、第20号がその項目となります。

続きまして、市道路線の廃止についてです。こちらも道路法第10条第3項の規定によるもので、議会の議決をいただくものとなっております。

続きまして、市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定となるものでございます。

まず、議案第16号 市道路線の変更について説明いたします。こちらは、県道土浦竜ヶ崎線によりまして、既存の市道が分断されたことにより、市道路線の変更を行うものでございます。

続きまして、議案第17号 市道路線の廃止についてでございます。こちらにつきましては、龍ヶ崎市の工業団地拡張事業区域内における市道でございます。区域内に編入するため、市道路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第18号 市道路線の変更についてでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました工業団地拡張予定地の予定地外になっている市道で、もともと工業団地の中を廃止いたしますことによりまして、その続きの工業団地以外の道路の変更ということになります。

続きまして、議案第19号になります。議案第19号、こちらは同じく工業団地の区域の中で抜かれた部分、終点の変更を行いまして、区域外になる残りの部分を新たに認定するものでございます。

続きまして、議案第20号になります。こちらは、県道美浦栄線の工事において市道路線が分断されることによる変更でございます。

続きまして、議案第21号 市道路線の認定についてでございます。こちらは、県道美浦栄線の工事、側道の工事が完了いたしまして、市へ引き継ぐことによる市道路線の認定になります。説明は以上でございます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

質疑ではないんですけど、議案第17号、議案第18号、議案第19号については、工業団地のことなので、私どもは工業団地には反対しておりますので、この議案については反対したいと思います。

それで、お恥ずかしいことなんですけど、議案をもう少し調査すればよかったんですけど、議案第16号で廃止されますよね。道路が廃止された部分っていうのは、この土地はどうなるのでしょうか。

石引委員長

油原道路整備課長。

油原道路整備課長

はい。今回廃止した部分、県道部分に関してはそのまま県道の認定が入ってくると。残りの県道とその先の市道、ページで言いますと44ページ、こちらの方に市道第1-327号線と、この間の部分に関しましては、隣接地権者からの払い下げ申請が挙げられておりますので、そちらの事業を引き続き行っていくというような形になります。以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

鴻巣委員。

鴻巣委員

美浦栄線の工事はいつまでやっているの。地盤が悪いのはわかってるんだけど。

石引委員長

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

はい。県道美浦栄線の工事でございます。こちらは基本的には4車線化の計画で進めている主要地方道になるわけなんです、茨城県としましては今現在この調節池の軟弱地盤処理に取り掛かっているところで、こちらの方の進捗がやっぱり軟弱地盤ということであまり進んでいないのが現状でございます。

軟弱地盤対策が終わりますと、県道八代庄兵衛新田線との接続が完了することになりまして、先線といたしまして、今回も、市長はじめ皆で、国交省の方、財務省の方への要望活動は行っているところなんです、早めに着手していただくということで、県の方への予算の配分を国の方へ要請している最中で、期間的にいつまでっていうのはちょっと現在は掴めていないところでございます。以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

初めに、議案第16号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第17号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議ありの声】**

石引委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。

議案第17号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【委員挙手】**

石引委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第18号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議ありの声】**

石引委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第18号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【委員挙手】**

石引委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案通り了承することに決しました。

次に、議案第19号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議ありの声】**

石引委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第19号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【委員挙手】**

石引委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第20号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第21号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第22号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の所管事項について、執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

はい。それでは、議案第22号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

別冊1の1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億224万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ254億4,571万6,000円とするほか、継続費の補正、繰越明許費、地方債の補正を行うものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表の継続費補正でございます。商工費、（仮称）まちなか再生プラン策定業務委託費でございます。これは、（仮称）まちなか再生プランを今年度と平成31年度において策定をする予定でありますが、総額1,153万9,000円のうち、平成30年度は前払金といたしまして346万2,000円、平成31年度は807万7,000円とする年割額を設定するものでございます。

宮本都市整備部長

続きまして6ページ、第3表の繰越明許費でございます。

土木費、河川費の排水路整備事業でございます。こちらにつきましては、羽原地区の排水路工事の用地取得に不測の日数を要しましたため、年度内の工事完了が困難となるための繰り越しでございます。その下、都市計画費、都市公園管理費でございます。こちらにつきましては、龍ヶ岡公園駐車場の西側の進入路工事の実施設計が終了しまして、速やかに工事を発注するところでございますが、こちらにつきましても年度内の完成が困難であるため、繰越明許費を計上させていただいたものでございます。

斉田市民生活部長

続きまして、第4表の債務負担行為補正でございます。

所管となる事項につきまして読み上げさせていただきます。

事項欄の上から5番目、公共施設里親登録者傷害保険契約、次に下から4番目、庁舎設備管理にかかる業務委託契約。

続きまして、7ページをご覧ください。

一番上でございます。事務用機器保守にかかる業務委託契約、4つ飛びまして市民交流プラザ管理にかかる業務委託契約、その下、竜ヶ崎駅コミュニティバス待合室賃貸借契約（平成30年度）、こちら新規になります。続きまして、その下、竜ヶ崎駅コミュニティバス待合室整備工事、こちらも新規になります。その下、コミュニティセンター管理にかかる業務委託契約、その下、放置自転車対策にかかる業務委託契約、続いて、その下、駐輪場管理運営業務委託契約（平成30年度）、その下、旧長戸小学校管理にかかる業務委託契約、続いて、一つ飛びまして、地方税電子申告支援サービス利用契約、その下、口座振替依頼書印刷契約、こちら新規でございます。次に、その下、公金収納情報データ作成業務委託契約です。

宮川産業経済部長

同じく7ページです。

下から5段目の佐貫駅前広場公衆トイレ清掃業務委託契約、その下、斎場管理運営業務委託契約（平成30年度）、その下、斎場設備管理にかかる業務委託契約、一つ飛びまして、塵芥処理にかかる業務委託契約。

次のページ、8ページになりますが、資源物回収にかかる業務委託契約、農家基本台帳管理システム保守業務委託契約、市街地活性化施設管理にかかる業務委託契約、牛久沼白鳥飼育業務委託契約、観光物産センター管理運営業務委託契約が所管となります。

宮本都市整備部長

続きまして、一行あけまして7行目から、法定外公共物管理システム保守業務委託契約、佐貫駅前広場及び駐車場管理にかかる業務委託契約、続きまして、佐貫駅エスカレーター管理にかかる業務委託契約、続きまして、排水ポンプ場維持管理にかかる業務委託契約、準用河川等維持管理にかかる業務委託契約、都市計画支援システム等運用保守業務委託契約、都市公園管理運営にかかる業務委託契約、市営住宅管理にかかる業務委託契約、こちらも所管となります。続きまして、下から2行目、市道第4-262号線舗装修繕工事、一番下、市道第7-199号線外舗装修繕工事、こちらにつきましては公共事業の平準化を求めるものでゼロ市債とさせていただいております。

続きまして、9ページをご覧ください。

第5表、地方債補正でございます。地方道路等整備事業、都市公園整備事業でございます。こちらの限度額の補正を行ったところでございます。

続きまして、12ページをお開きください。

齊田市民生活部長

歳入になります。

1 市税の個人、個人所得割現年課税分の増額補正でございます。これは、決算見込みによる増額で株式譲渡の増に伴う増収が要因でございます。

次にその下、固定資産税の方でございます。固定資産税償却資産現年課税分の増額補正でございます。こちらも決算見込みによる増額で、製造業及び小売業の事業拡大に伴う新たな設備投資が行われたこと、また太陽光発電設備の新增設などが要因でございます。

宮川産業経済部長

一番下の県支出金、農林水産業費県補助金、機構集積協力金交付事業費でございます。今年度の事業推進の結果、地域集積協力金につきましては新規対象の2地区を加えました11地区におきまして集積が行われたことなどから、当初予算との差額分を599万7,000円を計上したものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

14ページでございます。

2番目の18繰入金、基金繰入金、みらい育成基金繰入金でございます。これにつきましては、今回継続費補正でも計上しておりますが、(仮称)まちなか再生プラン策定業務の財源とするため、みらい育成基金から346万2,000円を繰り入れるものでございます。

宮本都市整備部長

続きまして、市債でございます。

道路橋梁債、地方道路等整備事業債でございます。地方道路等整備事業債は、国庫補助事業採択の状況を勘案いたしまして、佐貫3号線、橋梁詳細設計を先送りするものでございます。充当率は90%でございます。

続きまして、都市計画債、都市公園整備事業債です。現在整備中の龍ヶ岡公園駐車場の西側からの進入路工事、延長150メートル、幅員5.5メートルの増額のための補正でございます。充当率は75%でございます。

16ページをお開きください。

齊田市民生活部長

歳出予算でございます。

総務費、一般管理費、職員給与費(総務管理)になります。こちら所管が含まれてございます。今回の補正予算における職員給与費の職員手当、共済費の補正につきましては、時間外勤務手当等の増による職員手当の増額、また退職手当の増額、標準報酬月額の時改正に伴う共済費の減額などによるものでございます。

続いて、10地域振興費、公共交通対策費の19負担金、補助及び交付金の負担金でございます。県南地域公共交通確保対策協議会です。こちらは茨城県及び龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、美浦村で運行している稲敷エリア広域バス運行に対する負担金の増額で、当初半年間の運行として予算を計上しておりましたが、1年間の運行が決まりましたことから負担割合分の経費を計上させていただいたものでございます。

その下、13交通安全対策費の職員給与費(交通安全)です。こちらも所管となります。

続きまして、その下、総務費、税務総務費の職員給与費(徴税)でございます。こちらも所管となります。

続いて、その下、賦課徴収費の土地・家屋評価推進事業の13委託料でございます。これは、業務委託費の確定によりまして、差金分を減額計上いたしましたものでございます。

続きまして、その下、戸籍住民基本台帳費の職員給与費(戸籍住民)でございます。こちらも所管でございます。

18、19ページをお開きください。

#### 宮川産業経済部長

中ほどの統計調査総務費、職員給与費（統計調査）が所管となります。

24ページ、25ページをお開きください。

5 公害対策費の職員給与費（公害対策）、これも所管となります。

その下の4 衛生費、1 清掃総務費の職員給与費（清掃）も所管となります。

その下の農林水産業費、農業振興費、農業経営基盤強化促進対策事業です。機構集積協力金につきましては、10分の10の県補助となります。基準、理由につきましては、先ほど歳入で説明をした通りでございます。

その下の商工費、1 商工総務費の職員給与費（商工総務）が所管となります。

26ページ、27ページをお願いいたします。

2 商工業振興費、工業団地拡張事業特別会計繰出金です。これは、工業団地拡張工事における伐開工事費、及び発掘調査費等による起債対象事業の増による1,232万6,000円と、実績による職員給与費の減額1万5,000円、これを合わせました1,234万1,000円を減額するものでございます。

その下の市街地活性化対策費です。報酬の44万6,000円の減、賃金の41万7,000円の増、旅費の1万1,000円の減でございます。これは、臨時職員に係る賃金を増額いたしまして一般職非常勤職員報酬の費用弁済額を減額とする組み替えを行うものでございます。

その下の委託料でございます。（仮称）まちなか再生プランは、平成28年度に基礎調査を実施しており、関連する立地適正化計画が今年度中に完成する見込みであるため、計画を前倒しいたしまして、当プランにつきましても平成31年度中の完成を目指し、早期に着手するものであります。（仮称）まちなか再生プラン策定に係る委託料につきましては、継続費補正でも説明をさせていただきましたが今年度分の346万2,000円でございます。

その下、3 観光費の職員給与費（観光物産）が所管となります。

#### 宮本都市整備部長

続きまして、1 土木総務費でございます。職員給与費（土木総務）、その下、職員給与費（営繕）、こちら所管となります。

続きまして、公共施設維持補修事業の賃金でございます。こちらにつきましては、当初予定した職員の採用を見送ったための減額となります。

続きまして、2 建築指導費の職員給与費（建築指導）、3 地籍調査費の職員給与費（地籍調査）、こちらも所管となります。

その下、土木費の道路橋梁総務費でございます。こちらは、道路橋梁職員の給与等でございます。

それから、道路管理事務費でございます。こちらは、賃金と委託料でございます。賃金につきましては、先ほど申し上げた通りで当初予定していました臨時職員の雇用を見送ったため、賃金の減額です。

それから委託料、道路台帳補正でございます。県道美浦栄線バイパスの側道を引き継いだことによる道路台帳の補正にかかる費用を補正したものでございます。

3 道路新設改良費でございます。職員給与費（道路新設改良）、こちらも所管となります。

次ページをお開きください。

土木費の排水路整備費でございます。職員給与費（河川）、1名、こちらも所管となります。

続きまして、その下、1 都市計画総務費でございます。職員給与費（都市計画総務）、その下の職員給与費（街路）も所管となります。

続きまして、佐貫3号線整備事業、委託料、橋梁詳細設計でございます。こちらにつき

ましては、国庫補助の採択状況を勘案しまして佐貫3号線橋梁詳細設計を先送りしたための減額でございます。こちらにつきましては、平成32年度に再計上を予定しているところでございます。

続きまして、公共下水道費です。公共下水道特別会計への繰出金でございます。

続きまして、職員給与費（公園管理）、3名、所管となっております。

続きまして、その下、都市公園管理費、工事請負費でございます。現在整備中の龍ヶ岡公園駐車場、約150台分の駐車場整備への進入路工事といたしまして、今回詳細設計が終了したことにより補正を上げさせていただきまして、西側からの進入路整備を早急に進めていくということになります。

続きまして、住宅管理費、職員給与費（住宅）です。こちらも所管でございます。

以上でございます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

7ページの債務負担行為補正の新規のところがなんですけど、口座振替依頼印刷契約、ちょっと具体的なことを教えてください。

ちょっと新規なので、どんな事業なのか。

石引委員長

中村納税課長。

中村納税課長

はい。ご説明をさせていただきます。

口座振替の依頼につきましては、通常金融機関に足を運んで手続きをしていただくわけなんですけれども、今回印刷しようと考えているものにつきましては、はがき版の依頼書を作りまして、ポストへ投函していただくことで手続きが可能になるというなことで、納税者の利便性に寄与したいというようなことで計上させていただいたものでございます。

石引委員長

ほかにありませんか。

後藤委員。

後藤委員

7ページなんですけども、竜ヶ崎駅コミュニティバス待合室整備工事、これの詳細を教えてください。

石引委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

はい。こちらについては質疑の方でもお答えしてるんですけども、竜ヶ崎駅の以前駅蕎麦屋だったところをお借りして、そちらの方に待合室的な整備をするんですけども、もちろん椅子の設置ですとか、あとはバスの発着とか、到着時間がわかるようなデジタルサイネージなんかをつけて、そこで待っていただいて、バスがあとどのくらいできますよっていうサイネージを見ていただいて待っていただくというようなスペースにしていきたいという

ことをございます。

石引委員長  
後藤委員。

後藤委員

今のお話の中で、椅子を設置するですとか、その椅子ってどういうようなのって決めますか。決まっていれば。

石引委員長  
木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

椅子につきまして、4人掛けのベンチの背付きの椅子っていう、それが4脚、16人分というところまで決まっております。背付きのベンチで4人掛けを4セット16人分の椅子を設置するというので予定しております。

石引委員長  
後藤委員。

後藤委員

4人掛けっていうのは、長細いやつですよ、よくある。

石引委員長  
木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

1人ずつ4人掛けられるような形です。

石引委員長  
後藤委員。

後藤委員

すみません。なんでこんな質問したかという、結構前なんですけど、一般質問で、まいりゅうのベンチを作ったらいいじゃないという話をしたんですよ。なんで、そういったところに工夫して欲しいなって思いました。

正直、バスの待合のベンチとかもあとと確かにいいと思うんですけども、つまらないと思うんで、普通のだと。だから、その辺ちょっと工夫していると、さらに、竜ヶ崎駅だから、もっといいんじゃないのかなと思った次第です。すみません。以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

別がないようですので採決いたします。

議案第22号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第24号 平成30年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

別冊2の15ページをお開きください。

議案第24号 平成30年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

これは規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ23億3,271万2,000円とするほか、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

16ページをお開きください。

第2表債務負担行為でございます。

こちら初めに、納入通知書等作成及び封入封緘業務委託契約でございます。

これは、公共下水道の受益者負担金について、平成31年度早々に納入通知書を発送いたしますことから、本年度中に契約するため、32万4,000円を計上しております。

次に、その下、公共下水道ポンプ場等維持管理にかかる業務委託契約です。これは、雨水の佐貫排水ポンプ場、佐貫1号雨水ポンプ場、佐貫第2貯留管、調節池ポンプ機場4ヶ所、汚水の地蔵後中継ポンプ場及びマンホールポンプ3ヶ所にかかる維持管理業務委託で519万8,000円を計上しております。

次に19ページ、歳入です。

はじめに、県補助金でございます。

下水道接続支援事業費です。これは、県の接続支援制度に基づき実施しているもので、6月の第2回定例会においても、補正予算を認めていただいたところですが、歳出の予算現額が510万円のところ、11月までの実績で492万9,000円の申請があったことから、現在の状況などを勘案し、今後10件程度の申請を見込み、下水道設備への接続支援事業費県補助金220万9,000円を計上するものでございます。

次に、一般会計繰入金でございます。公共下水道事業職員給与費繰入金です。給与費の共済費の増額に係る財源として繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

下水道費の職員給与費（下水道管理）でございます。こちら所管となっております。

続きまして、下水道普及費でございます。こちらにつきましては、水洗便所改造資金、先ほど申し上げました220万9,000円でございます。

続きまして、職員給与費（下水道建設）、こちら所管となっております。

公共下水道事業特別会計補正予算につきましては以上でございます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第24号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第25号 平成30年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

別冊2の25ページお開きください。

議案第25号 平成30年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。これは、新たに債務負担を設定するものでございます。

27ページをお開きください。

第1表の債務負担行為でございます。

排水処理施設等維持管理にかかる業務委託契約でございます。これは農業集落排水の板橋・大塚地区浄化センター及びマンホールポンプ11ヶ所にかかる維持管理業務委託で304万7,000円を計上させていただいております。

農業集落排水事業特別会計補正予算については以上でございます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第25号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第28号 平成30年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

はい。同じく別冊2の59ページをお開きください。

議案第28号 平成30年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

これは既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億34万9,000円とするものでございます。その他、継続費、地方債の補正をするものでございます。

62ページをお願いいたします。

第2表の継続費でございます。

これは、埋蔵文化財発掘調査業務委託費でございますが、これにつきましては、補正で計上しております、発掘調査の調査機関、これが資料の整理などを含め、8ヶ月程度が見込まれますことから平成31年度までの継続費としてその年割額を設定するものでございます。

続きまして、その下の第3表地方債補正でございます。これは、本年度、工業団地整備事業に係る事業費が増額となったことから、限度額を5,250万円から6,690万円とするものでございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

歳入です。

歳入の1繰入金、一般会計繰入金につきましては、市債としての起債対象事業、これの

増によります1,232万6,000円と、職員給与費の1万5,000円、これを合わせました1,234万1,000円を減額するものでございます。

その下、2市債でございますが、これは伐開工事の契約変更や埋蔵文化財本格発掘調査の委託費等により、工業団地整備事業費事業債1,440万円を増額するものでございます。

続きまして、3歳出でございます。工業団地整備事業費、職員給与費（工業団地整備）につきましては、実績による1万5,000円の減額でございます。

その下、工業団地整備事業の委託料、埋蔵文化財発掘調査でございますが、現在進めておりますつくばの里工業団地の拡張部について、中原遺跡が含まれておりまして、試掘調査を実施したところ、住居跡が出土したことから本格的な発掘調査が必要になったものでございます。先ほど説明いたしました通り、来年度までの継続費として今年度分の委託料の前払金207万4,000円を増額するものでございます。以上です。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

整備事業債ということで内容が拡大したってことなんですけど、そうすると全体的な費用っていくらぐらいかかるんですか。今まで5億円ぐらいとかおっしゃってたんですけど、その1点だけ。

石引委員長

永井企業立地推進課長。

永井企業立地推進課長

はい。工業団地拡張事業の事業費がどれぐらいかかるか、見込みということですかね。こちらにつきましては、今年度の見込みでいいますと、約5億5,000万円ということになるかと見込んでおります。

石引委員長

伊藤委員。

伊藤委員

当初より5,000万円ぐらいは増えるっていう感じなんですか。

石引委員長

永井企業立地推進課長。

永井企業立地推進課長

当初は、私、5億円というふうに申し上げていたと思いますが、まだ見込みではございますが、5,000万円ほど増える見込みでございます。

石引委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第28号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

石引委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第28号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

石引委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第32号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）の所管事項について、議案第34号 平成30年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第35号 平成30年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第39号 平成30年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算（第3号）の4案件については、関連しておりますので一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、執行部から説明願ひします。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

はい。平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算に係る追加議案をさせていただきました。12月11日に提案させていただきましたが、議案第32号、第34号、第35号、議案第39号について一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第32号でございますが、1ページをお開きください。

平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）です。これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,633万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ254億6205万円とするものでございます。

続きまして、議案第34号でございますが、35ページをお願いいたします。

平成30年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）です。これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億3,295万4,000円とするものです。

続きまして議案第35号です。

43ページをお願いいたします。

平成30年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）です。これは既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,595万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第39号でございます。

75ページをお願いいたします。

平成30年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算（第3号）です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億41万4,000円とするものでございます。

これらの議案につきましては、追加議案として提案させていただきました議案第29号龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第31号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、これに関連する補正予算でございます。

この条例改正は、国家公務員の給与に関する人事院勧告による給与法の改正に準拠し、地方公務員の給与についても同様の措置を実施するためのものでございます。具体的な改正内容を申し上げますと、一般職の月例給、これにつきましては初任給が1,500円の引き

上げ、若年層が1,000円程度の引き上げ、その他の職員につきましては400円の引き上げとなるものでございます。勤勉手当につきましては、支給割合を0.05月引き上げ、年間4.45月分とするものでございます。

また、任期付職員の月例給及び期末手当、これにつきましても一般職の改定内容と同様に所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別になさうですので採決いたします。

初めに、議案第32号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第34号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案通り了承することに決しました。

次に、議案第35号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第39号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

**【異議ありの声】**

石引委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第39号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成多数であります。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

はい。報告第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法の第179条第1項の規定により、専決処分をしたいので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。本案件につきましては、和解に関すること、処分第12号でございます。

平成30年8月4日、正午ごろ、龍ヶ崎市3781番3地先の市道を第2-23号線において、龍ヶ崎市に在住の方が運転する普通乗用車が当該市道の路側帯部分を走行した際に、アスファルト舗装の盛り上がり部分の段差により、当該普通乗用車の左側前輪及び後輪のタイヤを破損した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであることが、地方自治法の179条第1項の規定により、これを処分したものでございます。以上でございます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。  
鴻巣委員。

鴻巣委員

はい。  
アスファルトの盛り上がりというのはどのぐらいだったの。

石引委員長

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

はい。こちらの市道2-23号線は、市役所から出た愛宕中の下の道路のところでありませう。昔インドカレー屋さんがあった場所なんです、あそここのところに道路に沿って用水路が走ってまして、その横断管のところの道路の部分なんです、その部分がちょうど柵の部分のところ盛り上がりになってまして、そこへ対向車が来たのをちょっとよけるために左へずれた時、ちょうどそこへ入ってしまって左側の前輪後輪の脇を破いてしまったというような案件でございまして、こちら本人はその時気がつかないんですが、そのあとすぐそのガソリンスタンドによったらタイヤがへこんでいて、すぐに警察へ連絡を行い、現場検証を行って道路の瑕疵であるという判断をされたものでございます。以上です。

石引委員長

鴻巣委員。

鴻巣委員

わかって、その後すぐにそこを直したの。

石引委員長

宮本都市整備部長

宮本都市整備部長

その場所につきましては、カラーコーンと夜についてはピカピカ光る、工事現場でよく見かけるやつをつけまして、アスファルトの合材混入までの時間がありますので、そういった対応を取らせていただいて、現在は修理は済んでいるところでございます。

石引委員長

後藤委員。

後藤委員

僕もちょっと多分同じ視点だと思うんですが、多分きつとこういったアスファルトの盛

り上がりと言うと、多分探せばいっぱいありますよね、きっとね。いっぱいあるところで、今回の場合、警察が間に入って道路の市の過失だというところから出ているので致し方ないのかもしれませんが、いろんなところがあると思うので、こういったところも、他にその都度、こういうふうになりかねないじゃないですか。毎回こういうのって必ず出てきてると思うので、改めてそういったところの舗装が必要などころに関しては、ぜひチェックしていただきたいなと意見を申し上げておきます。

石引委員長

ほかにありませんか。

別がないようですので採決いたします。

報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

次に、陳情の審査に入ります。

継続審査中の平成30年陳情第1号 佐貫駅のホームと電車の隙間の早急な対策を求める陳情書についてです。

この件につきましては、継続審査中であるため、陳情の朗読を省略して審査に入ります。お手元に前回の審査の会議録を配付させていただいております。その際の各委員からの意見等を踏まえまして、この陳情の取り扱いについて、ご意見等がありましたらお願いいたします。

久米原委員。

久米原委員

はい。前回継続ということで、そのあと工事が始まってるといってお話も聞いていたんですけども、一応今回も継続という立場でお話をさせていただきたいんですけども、この工事もずっと龍ヶ崎市としても、要望書を出し続けて、もう本当に長い間出し続けてたと思うんですね。やっとここに来て、JRで動き出したっていうことは、やはりこの工事の今までできなかったのにできるっていうことはちゃんとした工事ができるのかっていう不安もやはりありますし、まだ3番線の工事に入ったっていうことなので、しっかりこの状況を見ていって、それでも危険なようであれば、また新たな要望も出していかなきゃいけないなっていう思いでもありますので、しっかりこの工事の様子を見ていきたいという意味で今回も継続とさせていただきたいと思っております。

石引委員長

伊藤委員。

伊藤委員

現在まだ工事してるんですよね。市民からの要望もあるし、市の方も毎回要望してるということで、これはやはり早急な対策をとることなので、私はやはり現在進行中だけでも、市民の思いっていうことでは採択してもいいのかなというふうに思いますけど。

石引委員長

後藤委員。

後藤委員

はい。すみません。私もちょっと、継続になるのかなと思うんですけど、でも本当に伊藤委員と同じ気持ちなんです。本当にすぐにでもこれ、前回も言ったんですけど、やって欲しいとか直す、ただでも工事中なんです。進行してるっていうことは、そこをちょっと、気持ちが先にいってしまうよりも、今、進行中ならば、まずそれを見て判断していくっていうのが、前回と本当に同じ意見になってしまうんですが、スキマモールなどというふうになっていますから、どれが必要なのかっていうところになってくると思いますし、だからそこはちょっと工事の進捗を見ながらしかないのかなっていうふうに現段階では思います。

石引委員長

鴻巣委員。

鴻巣委員

はい。あらかじめ同じ意見なんですけど、今工事をしてるっていうことなので、工事してる最中にやってくれなんてことを言ったら、これは逆に失礼になっちゃうのかなと思って。

私が議長をやったときもそうだけど、水戸支社へ要望に行ったり、市長と行ったり、毎年、市としてやってることなんで、それで手をつけてもらって今やってる最中に、新たに要望書が出たからとかってあげるってことは失礼かな。だから様子を見て、それからでいいので、継続でいいと思います。

石引委員長

それでは、皆様のご意見をお伺いしましたのでお諮りいたします。

平成30年陳情第1号 佐貫駅のホームと電車の隙間の早急な対策を求める陳情書につきましては、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

#### 【委員挙手】

石引委員長

賛成多数であります。

よって、平成30年陳情第1号は継続審査とすることに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。